破産手続廃止

平成２２年（フ）第１５３号
千葉市美浜区幸町２丁目16番15棟203号
破産者　白木　和陽
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３６７号
千葉市稲毛区山王町５番地５　ベアーハイツⅡ―15号
破産者　木内　光一
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４号
千葉県市原市姉崎1714番地18
破産者　荒川　義一
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５号
栃木県下野市医大前３丁目７番地６
破産者　株式会社ピーエスクリエイション
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第５８３号
千葉県市原市辰巳台東４丁目15番地　辰巳台東ハイツＡ―103、開始決定時の住所千葉県市原市辰巳台東２丁目10番地22
破産者　遠目塚鉄芳
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５１号
千葉県船橋市藤原７丁目35番21号
破産者　有限会社三栄水産
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５２号
千葉県習志野市谷津３丁目１番16―212号
破産者　桑島　良和
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３６６９号
神奈川県藤沢市菖蒲沢978番地
破産者　株式会社藤高建設
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０６号
大阪府岸和田市春木旭町11番21号
破産者　株式会社ウィリング
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第５７８号
奈良県大和郡山市馬司町642番地の２
破産者　株式会社森田商店
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２０４４号
広島市中区鉄砲町５番７号
破産者　株式会社ジャパン・システム・アドバイス
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５０号
札幌市豊平区福住２条１丁目２番５号
破産者　有限会社イースト
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５１号
札幌市北区北８条西４丁目22番地１
破産者　有限会社モーヴ
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２７号
札幌市中央区南30条西11丁目２番17―306号
破産者　有限会社フクイサイン
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６号
北海道岩見沢市岡山町18番地16
破産者　協和電機工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５６号
東京都府中市新町１丁目23番地の５朝日パリオ205、破産手続開始決定時の住所東京都府中市武蔵台１丁目９番地の１ライオンズモリス府中武蔵台202
破産者　豊岡　　晃
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３４号
横浜市中区相生町１―15第二東商ビルＢ１Ｆ
破産者　株式会社ナイン
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４０号
神奈川県鎌倉市津602番地112
破産者　株式会社相原
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６１号
神奈川県座間市入谷３丁目6441番地
破産者　有限会社枕辺建設
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第１２６０号
京都市山科区北花山大峰町48番地16
破産者　澤田健一こと　金　　健一
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９８号
京都府長岡京市開田２丁目１番１号
破産者　株式会社エピコツト長岡
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
京都市伏見区納所中河原３番地の126
破産者　有限会社大西屋根施工
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係